

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年1月4日 12時33分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市地ノ島南方沖 田倉埼灯台から真方位280° 1.1海里付近 (概位 北緯34°16.1′ 東経135°02.4′)
事故の概要	プレジャーボート福丸は、北進中、また、プレジャーボートみどりは、東南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年1月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 福丸、5トン未満（長さ8.90m） 252-14483和歌山、個人所有 B プレジャーボート みどり、5トン未満（長さ5.22m） 252-18915和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部ガンネルに亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮流 北流約0.1ノット（kn） 友ヶ島水道における転流時刻：12時39分（北流から南流へ）
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、スパンカーを掲げて船首を北に向け、流し釣りをして漂泊していた。 船長Aは、A船が流されて釣りのポイントを通り過ぎ、更に数m北側にある別のポイント（以下「本件ポイント」という。）に向かって流されていたところ、左舷船首方から接近して来たB船がA船の船首方至近で漂泊を開始したように見えたので、B船が本件ポイントで釣りをを行うものと思った。 A船は、船長Aが、先に本件ポイント付近で釣りを行っていたA船がもう少し前方へ移動すれば、B船が本件ポイントから離れるものと思い、中立運転状態であった主機を僅かに前進とし、北進を続けたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、和歌山市沖ノ島南方沖での釣りを終え、釣り場を移動する目的で、約8knの速力（対地速力、以下同じ。）で東南東進していた。 B船は、船長Bが、本件ポイント付近での釣果を確認しようと思

	<p>い、スロットルを徐々に緩め、A船の船首方5m付近を約1～2knで航行していたところ、A船が接近するのを認めて船外機を後進としたものの、A船と衝突した。</p>
分析	<p>A船は、本件ポイントに向けて流されながら北進中、船長Aが、本件ポイントに接近するB船を認めたものの、先に本件ポイント付近で釣りを行っていたA船がもう少し前方へ移動すれば、B船が本件ポイントから離れるものと思ひ、機関を前進として北進を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、東南東進中、船長Bが、本件ポイント付近での釣果を確認しようと思ひ、見張りを適切に行わずにA船の船首方至近を航行していたことから、北進するA船を避けることができず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が本件ポイントに向けて流されながら北進中、B船が東南東進中、船長Aが、本件ポイントに接近するB船を認めたものの、先に本件ポイント付近で釣りを行っていたA船がもう少し前方へ移動すれば、B船が本件ポイントから離れるものと思ひ、機関を前進として北進を続け、また、船長Bが、本件ポイント付近での釣果を確認しようと思ひ、見張りを適切に行わずにA船の船首方至近を航行していたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接近する他船を認めたときは、必要に応じて有効な音響による信号を行うこと。 ・ 釣果を確認する目的で他船に接近する場合であっても、その動向に注意するとともに、適切な見張りを行い、船首方至近には近づかないこと。